

九十九里町子育て世帯に対する子育て世帯応援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年2月28日

九十九里町長 浅 岡 厚

九十九里町告示第33号

九十九里町子育て世帯に対する子育て世帯応援給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食材等の物価の高騰の影響を受ける子育て世帯を支援する観点から、九十九里町（以下「町」という。）が単独事業として実施する子育て世帯応援給付金支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の目的を達するために、町によって贈与される給付金で、町が単独事業とする子育て世帯に対する子育て世帯応援給付金をいう。
- (2) 支給対象者 給付金が支給される者として別記第1に掲げる者をいう。
- (3) 対象児童 給付金の支給額の算定の基礎となる児童として別記第2に掲げる者をいう。
- (4) 一般支給対象者 高校生支給対象者のうち、町から支給している児童手当の受給記録等を基に、町が給付金の支給の申込みを行う者をいう。
- (5) 高校生支給対象者 平成18年4月2日から令和6年12月13日生まれの対象児童に係る支給対象者をいう。
- (6) 新生児 令和6年12月14日から令和7年3月31日までに生まれた児童をいう。
- (7) 新生児支給対象者 新生児を支給対象児童とした児童手当の受給者をいう。

(給付金の支給等)

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 給付金の金額は、対象児童1人につき2万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 町は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を子育て世帯応援給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により届け出ることができる。

3 町長は、申込みから2週間以内に前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対

象者に対し、給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する町による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、一般支給対象者が児童手当の支給に当たって指定した口座（以下「児童手当口座」という。）を解約等しており、町単独給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式により、一般支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により行う。

(1) 児童手当口座振込方式 町が把握する令和7年2月の児童手当振込時における児童手当口座（前条第3項の支給決定前までに児童手当口座の変更があったときは、当該変更後の児童手当口座）に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 一般支給対象者が前条第3項の支給決定前までに様式第2号によりその指定する口座への振込みを希望する旨を届け出、町が当該届出に係る口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 一般支給対象者が前条第3項の支給決定前までに様式第2号により町の窓口での現金支給を希望する旨を届け出、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(一般支給対象者以外に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第6条 高校生支給対象者のうち、町が給付金の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者に対して支給する給付金に係る町の申請受付開始日は、第3項各号に掲げる申請方式ごとに、町長が別に定める日とする。

2 前項の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、同項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から令和7年6月2日までの間において町長が別に定める日とする。

3 第1項の支給対象者による申請及び町による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が様式第3号による申請書を郵送により町に提出し、町が当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が様式第3号による申請書を町の窓口に出し、町が当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が様式第3号による申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 町長は、第1項の申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 新生児支給対象者のうち、新生児の出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて様式第4号により給付金の申請を行った者については、児童手当口座に給付金を振り込むこととし、児童手当の認定請求又は額改定請求をした後、同様式により別途給付金の申請を行った者については、既に設定されている児童手当口座に給付金を振り込むことを原則としつつ、同様式に記載された振込指定口座に給付金を振り込むこととする。

2 新生児支給対象者に係る給付金の申請及び支給については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、以前又は現在の児童手当の受給の記録や他の給付金の受給の記録を基に給付金の支給が可能な新生児支給対象者については、町が、当該新生児支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。この場合において、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定を準用する。

(代理による申請)

第8条 代理により第6条第1項又は前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第9条 町長は、第6条第1項及び第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請に係る支給対象者に対し、給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 町長は、給付金の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の実施概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第6条第2項の申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、町が把握する児童手当口座(支給対象者

が給付金の支給前までに当該児童手当口座以外の口座への振込みを希望する旨を届け出ている場合は、当該届出に係る口座。以下この項において同じ。)に給付金の振込みを行う手続きを行ったにもかかわらず、口座解約、変更等により、令和7年6月30日までに当該児童手当口座への振込みができない場合は、本件契約は解除される。

- 3 町長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

- 1 給付金は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、町に在住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の規定に基づき町の住民基本台帳に記録されている者及び令和7年3月31日までに出生した新生児に対し支給する。ただし、九十九里町物価高騰対応重点支援臨時給付金（令和6年度住民税非課税世帯分）のこども加算給付を受けた児童は除く。
- 2 1の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合については、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 基準日後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により給付金を支給されるべき者が、当該者に対して給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（児童手当法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。）であることを把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童の施設等の設置者
③ 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）であることを把握した場合	左欄に掲げる当該受給者等の配偶者

第2 対象児童

第1に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、基準日において町に居住し、かつ、住基法に基づき町の住民基本台帳に記録されている者で、次のア及びイに掲げる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和7年2月分の児童手当に係る児童

イ 令和6年12月14日から令和7年3月31日までの間に出生した児童（アに掲げる者を除く）